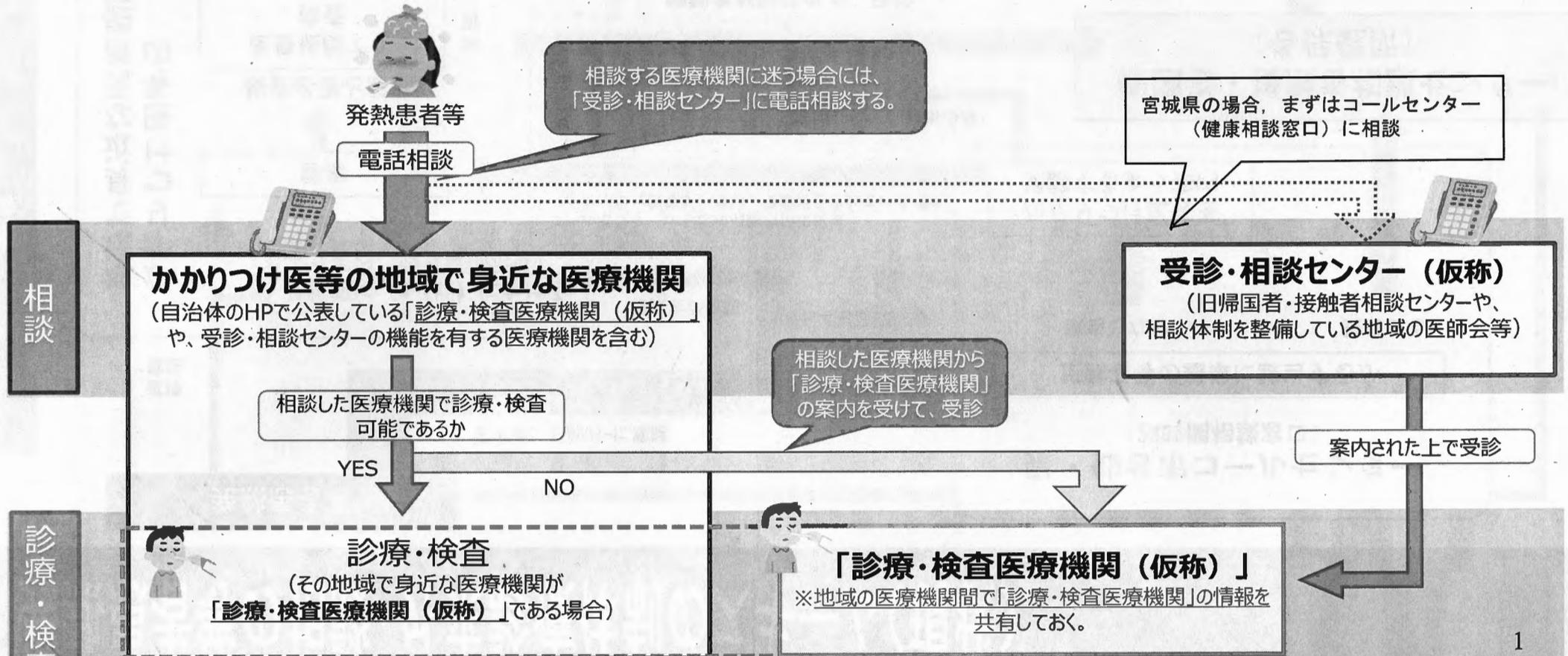


<住民に対して周知すること>

- 発熱等の症状が生じた場合には、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に、電話相談**すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「**受診・相談センター**」に相談すること。

<都道府県等や地域の医療関係者で整備すること>

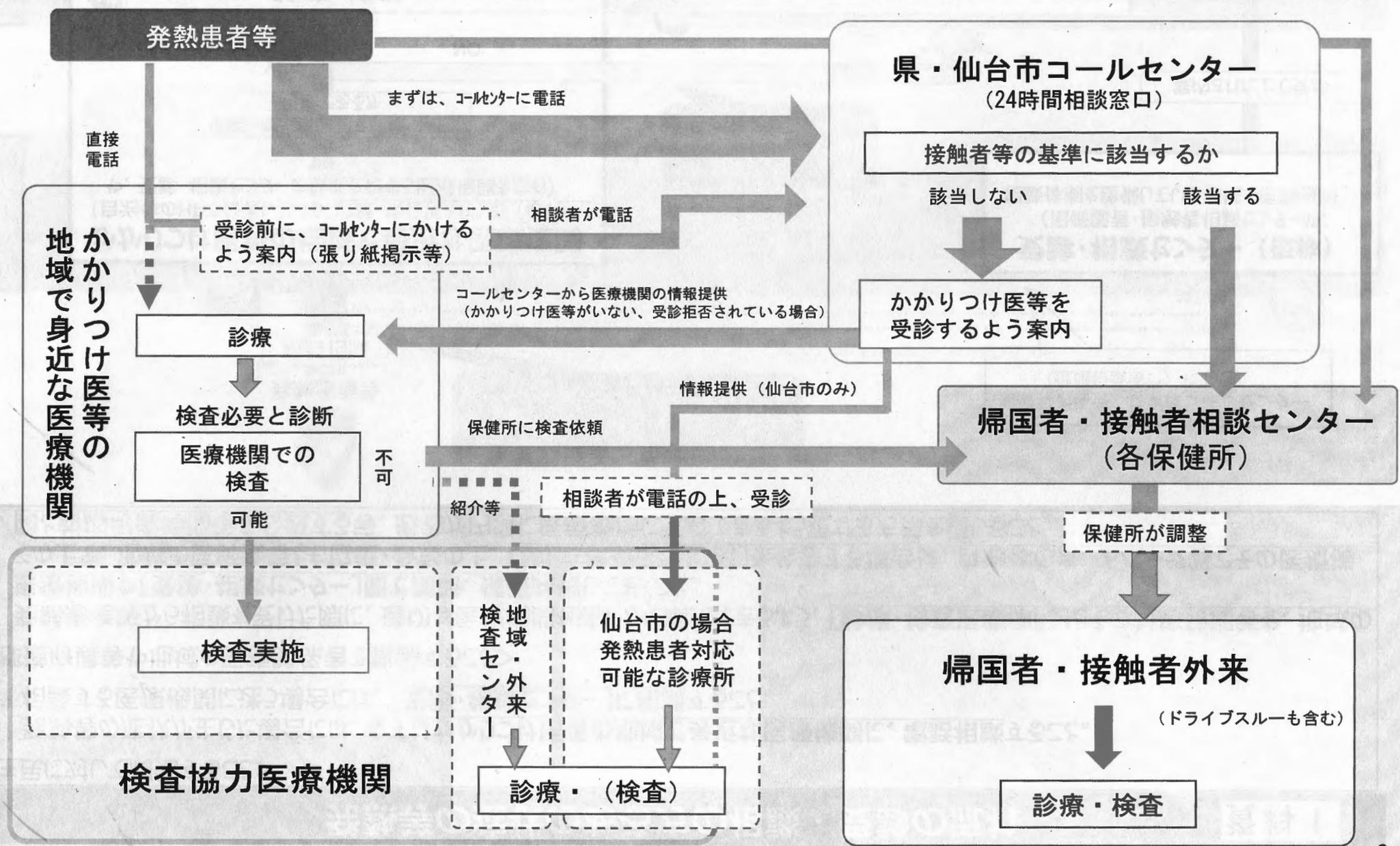
- 発熱患者等から相談を受けた際に、適切な医療機関を速やかに案内できるよう、「**診療・検査医療機関**」とその対応時間等を、**地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有**しておくこと。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「**診療・検査医療機関**」を公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応可能時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じること。



発熱患者等の相談・外来診療体制のスキーム(現状)

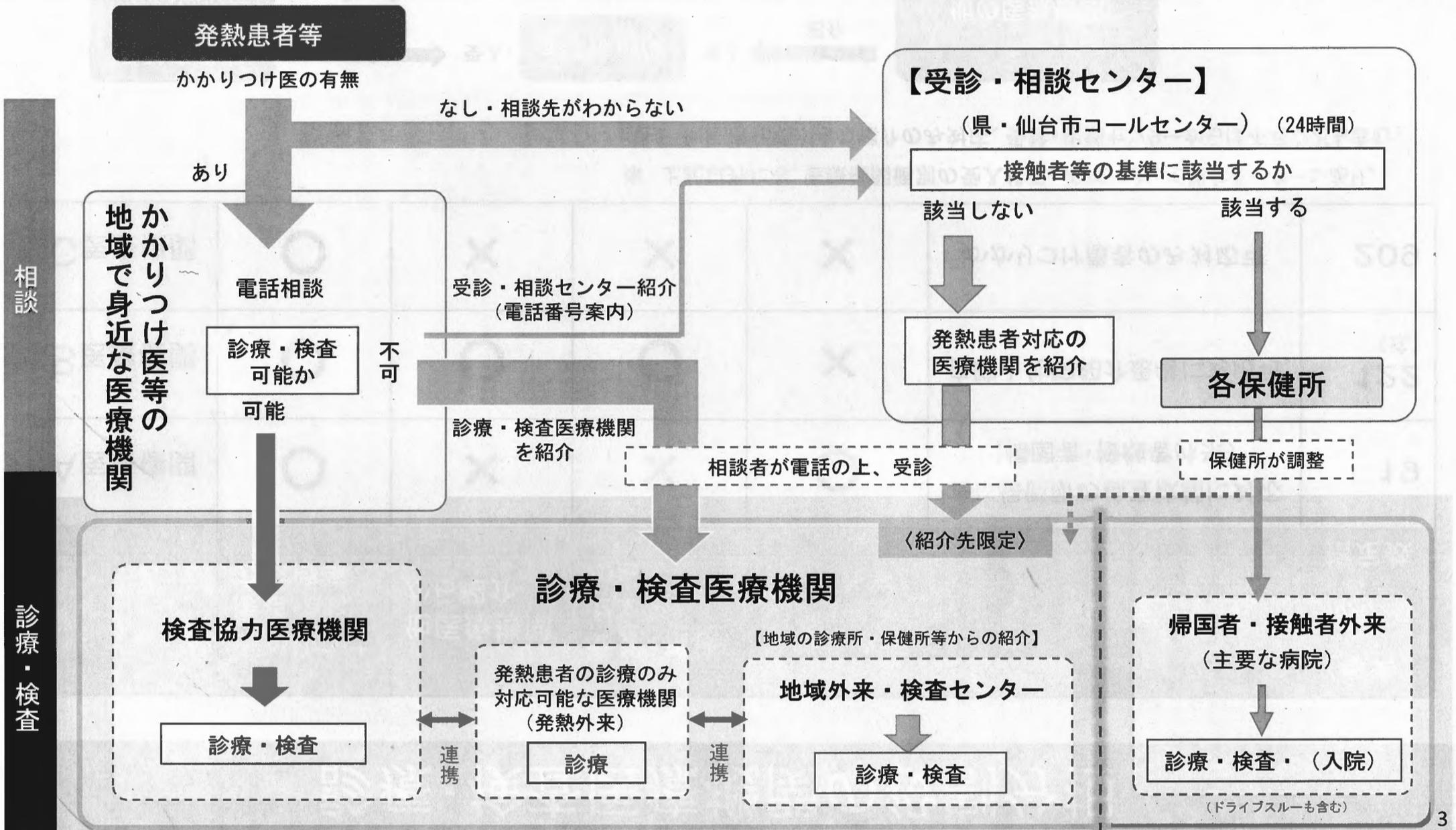
相談

診療・検査



(登米市の発熱外来は、医療機関からの紹介なしで受診可(要予約))

同時流行に備えた発熱患者等の相談・外来診療体制のスキーム



診療・検査医療機関の役割分担

	かかりつけ患者(自院)の診療等	他医療機関から紹介	受診・相談センターから紹介	保健所依頼(接触者等)	備考	(参考) 10月22日 時点 指定数
A医療機関	○	×	×	○	主に保健所の検査依頼に対応 (帰国者・接触者外来)	19
B医療機関	○	○	○	×	自院+他院紹介患者に対応可	122 (注)
C医療機関	○	×	×	×	かかりつけ患者のみ対応可	209

※ 上記以外にも、医療機関個別の受入状況、地域によって異なるパターンあり。

(注) 他医療機関からの紹介のみ対応、受診・相談センターからは不可なども含む。

